○上尾伊奈資源循環組合公平員会設置条例

令和５年４月１日条例第７号

上尾伊奈資源循環組合公平委員会設置条例

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第７条第３項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合公平委員会を置く。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。